

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社会の変化に迅速に対応できる経営を行い、効率的かつ、法令、社会倫理規範を遵守し、健全である経営体制を作ることにあります。また、当社グループでは、「ドクターテンポスとして中小飲食店の5年後の生存率を、45%から90%にする」という目標のもと経営をしております。意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通じて、経営の透明性・公共性を高めた経営を行うことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社あさしお	1,856,500	15.49
森下 篤史	1,601,997	13.36
フクシマガリレイ株式会社	960,000	8.01
株式会社マルゼン	510,000	4.25
長谷川 朋子	444,100	3.70
森下 壮人	442,800	3.69
山田 暁子	424,000	3.53
森下 潔子	422,000	3.52
森下 和光	400,800	3.34
THE BANK OF NEW YORK133652 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	112,400	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
--	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新	
---	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
福島 裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 裕			福島裕氏は、長年にわたりフクシマガリレイ株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な知識と幅広い見識をもとに当社の経営を監督して頂くとともに、その知識・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、監査役と連携を取りながら、業務監査計画に基づいて監査を実施しております。また、内部監査室は法令遵守や内部統制の有効性等について監査を行い、代表取締役に報告しております。なお、内部監査室は、監査役と毎月打ち合わせを行っており、会計監査人とは、四半期ごとに打ち合わせを行っております。

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名にて構成しており、各監査役は監査の独立性を確保しております。また、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、監査役会を毎月開催し、監査情報の共有を図り、リスク管理、コンプライアンス、事業及び財務報告の信頼性の確保、内部統制及び安全対策を監督できる体制をとっております。

監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、監査方針について意見交換を行っており、監査の方法や結果について定期的に会計監査人より報告を受けております。

監査役、会計監査人、内部監査部門である内部監査室の三者により、四半期毎に監査内容や当社の課題事項について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 宣行	他の会社の出身者													
前坂 典弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 宣行		当社に勤務経験はありません。	樋口宣行氏は、長年に亘る事業経営と企画運営の経験を活かし、当社の監査業務をこなす能力を保有しているため、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

前坂 典弘	当社に勤務経験はありません。	前坂典弘氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する知識を活かし、当社の監査業務をこなす能力を保有しております。また、持てる能力を発揮し当社の監査に反映していくことで、当社の監査体制を強化するものとし、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
-------	----------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として、ストックオプションの付与対象者を選定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、社外取締役と社外監査役を区分した上で、それぞれの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しております。なお、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会に一任されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役ならびに社外監査役への情報提供等に係るサポート体制は、当社の管理部が行っております。また、取締役会の開催にあたっては、事前に議題、議案及び報告資料を社外取締役ならびに社外監査役を含む全ての役員に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、当社の取締役は、当社グループの経営幹部が参加する戦略会議を月に1度開催

しており、コンプライアンスの確保、事業及び財務報告の信頼性の確保ならびにリスク管理という観点から内部統制の充実に努めております。

当社の各監査役は、内部監査室との連携のもと内部統制システムの監視・検証をするともに、監査役会の定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席や監査役会の開催の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、子会社並びに当社各店舗への訪問調査、内部監査室からの聴取を実施し、取締役等の職務の執行を監視しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、その内2名が社外監査役であることから独立性の高い客観的な立場から経営の監査を行う体制となっております。

当社は内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、業務執行の正当性及び法令遵守の徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおり、当社及びグループ各社の営業部門ならびに管理部門の監査をおこなっております。内部監査室は、その監査計画及び方針について監査役会と事前に協議し、監査役監査と連携を行うとともに内部統制システムの整備にも注力しております。また、顧問契約を締結している弁護士法人から、必要に応じアドバイスを受けております。公認会計士監査は、有限責任大有監査法人に依頼し、通常の会計監査を受けており、その過程において経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、当社からあらゆる情報・データを提供し、迅速・正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。

業務を監査した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 坂野 英雄氏

指定有限責任社員 業務執行社員 武井 浩之氏

それぞれ継続監査年数は、7年以内であります。

なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間に利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置しております。当社の社外取締役は、業務執行に対する監督を強化することおよび会社経営に対する幅広い助言を与えること等の役割を担い、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しており、会社経営等の経験や深い見識を有しております。監査役会設置に加え、上記の社外取締役を選任していることも踏まえ、当社は、現状の体制により当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えておりますが、経営環境の変化を踏まえて、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、継続的な改善を図って参ります。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	今後対処すべき課題であると認識しております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会招集ご通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と第2四半期決算の2度、日本証券アナリスト協会にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページIR情報において、決算短信 決算説明資料 適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、飲食店の開業や経営を多方面からサポートする“飲食店プロデュースのリーディングカンパニー”です。飲食店開業に必要な厨房機器や備品等の提案はもちろん、不動産、内装、経営支援など、飲食店経営の全てをサポートできるのが当社の強みとなります。年間約2万件の飲食店を手掛けている支援実績があり、飲食店のことならどんなことでも答えられるプロフェッショナル集団、“ドクターテンポス”を目指して全国展開をしており、ステークホルダーの立場の尊重について取組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「テンポスは常に既存の事実新しい角度から目を向けビジネス上の発明発見に努める。その成果は我社のものでも、業界のものでもない。人類のものである。当社が目指すところは、【ビジネスサイエンティスト】である。」という経営理念に則り、ビジネスで人類に貢献することを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業活動の健全性、効率性及び透明性を高めるために、企業情報を適時適切に開示します。
その他	子会社の設立や増資時に、一定の条件を満たした当社の役員及び従業員、子会社の役員及び従業員、その他それらに準じた者に対して、出資の権利を与えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に関する方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備するための基本方針を下記のとおり定め、整備運用しております。

- 取締役および執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。内部監査室および管理部は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、順次、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織の横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的項目に基づき活動する。取締役会において、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促していく。
- 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの子会社毎の事業に関して責任を負う取締役を任命し、その取締役には法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任が与えられており、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査担当等の指揮命令を受けないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、定期的に行う店舗チェック・管理チェックの報告を活用する。
- その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長、管理部長、内部監査室長ならびに会計監査人との間で定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な事業活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力との関係遮断に対する取組みを、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として位置づけております。反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を取り、その関係を遮断し、その体制を整備しております。例えば、取引先との間で契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの表明及び確約、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約が解除できる旨の条項を盛り込んでおります。また、従業員等については、入社時に「反社会的勢力でないことの表明及び確約に関する同意書」の提出を義務付けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

